

日本国政府とインド政府との間の「特定技能」に係る制度の適正な運用のための連携の基本的枠組みに関する協力覚書

日本国政府及びインド政府は、日本国政府が在留資格「特定技能」を付与して一定の専門性・技能を有する人材（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる制度（以下「本制度」という。）の運用において、特定技能外国人の送出し・受入れに係る両国間の協力を通じて相互の利益を強化することについての見解を共有する。この見解に基づき、日本国政府とインド政府（以下「両国の政府」と総称する。）は、次のとおり協力することを決定した。

1. 目的

この協力覚書は、情報連携の基本的枠組みを定めることにより、インドから日本国への特定技能外国人の送出し及び受入れの円滑かつ適正な推進を通じて特定技能外国人を保護しつつ、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保し（特に、悪質な仲介機関の排除）、特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するとともに、本制度の適正な運用のための協力を通じて両国の相互の利益を強化することを目的とする。

2. 連絡窓口

両国の政府は、この協力覚書に基づく協力を効果的に実施するため、両国の連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

（１）日本国

出入国在留管理庁政策課

（２）インド

（a） この協力覚書の下での協力の全般的な実施に関し主に中心となる連絡先は外務省在外インド人第１課

（b） 特定技能外国人の技能試験及び日本語能力の測定試験（以下「試験」と総称する。）に関し中心となる連絡先は技能開発・起業促進省 I C ウイング

3. 協力及び実施の枠組み

（１） この協力覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。一方の国の政府は、他方の国の政府の書面による同意なしに、この協力覚書の枠組みにおける協力及び情報共有を通じて取得した他方の国の政府の秘密の情報を開示しない。

（２） この協力覚書の実施に関して：

（a） 日本国政府の権限のある当局は、法務省、外務省、厚生労働省

及び警察庁とし、

- (b) インド政府の権限のある当局は、外務省及び技能開発・起業促進省とする。

4. 情報連携の基本的枠組み

(1) 情報共有

両国の政府は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保するため並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の仲介機関（個人及び法人の双方を含む。以下「特定技能仲介機関」という。）による次の行為に該当するものに関する情報を含む。

- (a) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、特定技能外国人又は特定技能外国人になろうとする者（以下「特定技能外国人等」という。）、その親族又はそれらの者の関係者の金銭その他の財産を管理すること
- (b) 契約の不履行について不法な金銭の支払を課す契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をすること
- (c) 暴行、脅迫、自由の制限その他特定技能外国人等の人権を侵害する行為
- (d) 日本国における出入国管理制度上の手続又は査証制度上の手続に関し、不正に許可又は査証等を受けさせる目的で、偽造された、変造された又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- (e) 特定技能外国人等から徴収する手数料その他の費用について、当該外国人等に算出基準を示さず、かつ、その額及び内訳を十分に理解させないで、当該費用を徴収する行為

(2) 問題是正等のための協議

両国の政府は、この協力覚書の実施により生ずるあらゆる事項及び両国の政府が従うべき運用上の詳細について議論するため、特定技能外国人の送出し及び受入れを所掌する両国の政府の職員から構成される合同作業部会を設立する。合同作業部会は、この協力覚書の目的を達成するため、定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要とされる問題の是正に努める。主な協議内容は次のとおりとする。

- (a) 本制度に係る両国の政策の実施及び変更に関する事項
- (b) 特定技能仲介機関の適正さの確保に関する事項（必要な是正措置の在り方を含む。）

- (c) 特定技能外国人の送出し・受入れに係る各種審査、日本国内の不適正な受入機関又は在留資格「特定技能１号」を有する外国人材に対する支援（在留資格「特定技能１号」を有する特定技能外国人が在留活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援をいう。）を行う不適正な機関及びインド国内の不適正な送出機関に対する是正措置に関する事項
- (d) 日本国政府（パラグラフ５における特定技能外国人の受入れを所管する省庁を含む。）が決定する範囲内における試験の適正な実施に関する事項
- (e) 特定技能外国人の日本国での在留管理に関する事項
- (f) 上記(a)から(e)までに掲げるもののほか、本制度その他これに関連する両国の出入国又は労働に係る制度の適正な運用に関する事項

5. 試験における協力

日本国政府は、その決定の範囲内で試験を適切に実施する。インド政府は、日本国政府から、当該試験の実施及び関連する日本語教育に係る事業その他の日本国政府が関与する日本語能力の測定試験に関連する事業に係る協力を求められたときは、インド政府は可能な範囲でこれに協力する。

また、両国の政府は、試験に関し、別人による受験、試験の合格を証する文書の偽造又は変造その他の不正な行為に関する情報を得たときは、パラグラフ４．（１）の枠組みに準じ、当該情報を速やかに共有する。

6. その他

日本国政府は、特定技能外国人の受入れ分野ごとに、この受入れにより不足する人材が確保されたと認める場合には、日本国の出入国に関する法令の規定に従い、特定技能外国人の受入れを一時的に停止することができる。この場合において、日本国政府は、インドからの特定技能外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子（特定技能外国人の在留資格が「特定技能２号」である場合に限る。）（以下「配偶者等」という。）の在留に関する事項については、特定技能外国人とその受入機関との雇用契約の状況、実施状況及び生活状況等を考慮の上、日本国の出入国に関する法令に基づき、適切に対処する。インド政府外務省は、特定技能外国人及び配偶者等が日本国における合法的な在留の条件を満たさなくなった場合には、これらの者のインドへの円滑な帰国を確保するため、在日本国インド大使館とともに、日本国政府の要請に基づき、臨時旅券の発給等必要な手続を行うことに努める。

7. 枠組みの見直し

特定技能外国人に係る制度の運用開始から2年後に実施される制度の見直しを踏まえ、この協力覚書に基づく両国間の協力の枠組みを必要に応じて見直すこととする。この協力覚書の内容は、両国の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。

8. 紛争解決

この協力覚書の解釈又は適用に関する紛争又は相違は、第三者又は裁判所に頼ることなく、両国の政府間で、交渉及び協議を通じて友好的に解決される。

9. 期間及び終了

この協力覚書は、署名日から開始され、終了を希望する日の90日前までに、他方の国の政府に対し書面によりその意図を通告しない限り、10年間継続し、同じ期間自動的に更新される。別段の承諾がない限り、この協力覚書に関連し、既に日本国に滞在している者は、このような早期終了による影響を受けない。

この協力覚書は、2021年1月18日にニューデリーにおいて、英語により2通作成された。

日本国政府のために

インド政府のために